

身延町耐震改修促進計画

令和3年3月（改定）

身 延 町

目 次

序章

- 1 計画改定の背景と目的 1
- 2 本計画の位置づけと他の計画との関係 2
- 3 計画の期間 2

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

- 1 想定される地震の規模・被害の状況 3
- 2 耐震化の現状 5
- 3 耐震改修等の目標設定 1 1
- 4 町有建築物の耐震化の現状 1 2

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針 1 3
- 2 耐震化の促進を図るための支援策 1 4
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 1 5
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 1 5
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路 1 7

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 相談体制の整備及び情報提供の充実 1 9
- 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催 1 9
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 1 9
- 4 自治会等との連携に関する事項 2 0
- 5 県、市町村、建築関係団体による連携 2 0
- 6 税制の周知・普及 2 0

第4章 耐震改修を促進するための指導や命令等

- 1 耐震改修促進法による指導等の実施 2 1

第5章 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

- 1 本町内での耐震化促進体制の整備 2 2

身延町耐震改修促進計画

序 章

1 計画改定の背景と目的

身延町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として平成20年度から平成27年度までの8年計画として、平成20年3月に策定しました。

また、この計画期間中に、国の基本方針が改定されたことから、平成28年3月に計画を見直し、計画期間を5年間延長して令和2年度までの計画としました。

更に、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことから、令和2年2月に再度改定し、ブロック塀等の転倒防止対策の方針を加えました。

本年度は、本計画の最終年度となりますが、本町に影響のある東海地震や首都直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、その被害は甚大と想定されている中、更なる耐震化の促進が必要となります。

このため、これまでの耐震化率の達成状況や取り組みを検証し、耐震化率の目標設定など、見直しを図るとともに計画期間を5年間延長します。

○ 経緯

平成20年 3月：平成20年度から平成27年度までの8年計画を策定

平成28年 3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

令和 2年 2月：ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改定

令和 3年 3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定したものです。

また、身延町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間（平成20年度～令和7年度）

本計画を5年間延長し、令和7年度までとします。

また、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 首都直下地震
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

(1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。(表1-1・図1-1)

表1-1 想定される地震一覧

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	震度7 (身延町、南部町の一部) 震度6強 (甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部)
首都直下地震 (M7、M9、M14)	震源により異なるが、 震度6強 (富士吉田市、忍野村、山中湖村) 震度6弱 (旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市)
釜無川断層地震	震度6強 (断層に沿って帯状に分布) 震度7 (韮崎市、富士川町、南アルプス市)
藤の木愛川断層地震	震度7 (甲州市、笛吹市)
曾根丘陵断層地震	震度7 (甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町) 震度6強 (断層から甲府盆地側)
糸魚川－静岡構造線地震	震度6強 (釜無川に沿って) 震度6弱 (断層に沿って帯状に分布)

出典：山梨県耐震改修促進計画 (令和3年3月)



図1-1 想定される地震の位置
 出典：山梨県耐震改修促進計画（令和3年3月）

（2）人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び身延町地域防災計画（平成30年度）によると、本町で想定される人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方6時を想定しています。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定 （単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	88	93	641	822
首都直下地震	2	6	22	39
釜無川断層地震	59	50	507	616
藤の木愛川断層地震	3	9	56	68
曽根丘陵断層地震	2	6	39	47
糸魚川-静岡構造線地震	12	24	232	268

参考：山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び身延町地域防災計画（平成30年度）

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び身延町地域防災計画（平成30年度）によると、町内で想定される建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

(単位：棟)

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	1,560	2,908	4,468
首都直下地震	4	14	18
釜無川断層地震	1,234	2,113	3,347
藤の木愛川断層地震	21	139	160
曾根丘陵断層地震	11	79	90
糸魚川－静岡構造線地震	178	1,047	1,225

参考：山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び身延町地域防災計画（平成30年度）

2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

令和2年度末の家屋の集計によると、本町の住宅総数は、8,872戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、6,041戸で全体の68.1%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	昭和55年以前 の住宅 ※	6,041 (68.1%)	昭和56年以降 の住宅 ※	2,831 (31.9%)
8,872				

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、便宜上この昭和55年と昭和56年での区分を採用しています。

本町の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の99.7%を占めています。また、戸建て住宅の68.2%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は68.0%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が16.0%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.3%と低くなっています。（表1-5）

表1-5 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
		8,872		6,041		2,831
戸建て	8,847	99.7%	6,037	68.2%	2,810	31.8%
共同建て	25	0.3%	4	16.0%	21	84.0%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は8,312戸あり、全体の93.7%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が5,830戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の96.5%を占めています。（表1-6）

表1-6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
		8,872		6,041		2,831
木造	8,312	93.7%	5,830	96.5%	2,482	87.7%
非木造	560	6.3%	211	3.5%	349	12.3%

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅（推計値）及び既に耐震改修を実施した住宅（推計値）を加えると、耐震性のある住宅数は3,726戸になり、身延町内における住宅の耐震化率は、令和2年度末で42.0%と推計されます。

(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑥)	昭和55年以前の住宅			昭和56年以降の住宅 ⑥	耐震性有の住宅数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 令和2年度末 推計値 ⑧ (⑦/①)
	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施したもの ④	耐震性が無いもの ⑤			
8,872	6,041	678	217	2,831	3,726	42.0%

(3) 特定建築物等※の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、52棟あります。このうち昭和55年以前に建築された13棟の中で耐震性を有するもの8棟と耐震改修を実施したものの5棟を昭和56年以降に建築された39棟に加えた、52棟すべてが耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で100%と推計されます。(表1-8)

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物等 ① (②+⑥)	昭和55年以前の特定建築物等 ②	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施したもの ④	耐震性が無いもの ⑤	昭和56年以降の特定建築物等 ⑥	耐震性有の特定建築物等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率令和2年度末 推計値⑧ (⑦/①)

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1-9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」（単位：棟）

区分	用途	昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)	
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、 消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病 院、診療所、老人ホーム、老人福祉施 設、体育館等	12	15	27	27	100%	
	公共建築物	県	5	2	7	7	100%
		市町村	3	4	7	7	100%
	民間建築物	4	9	13	13	100%	
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画 館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	8	8	8	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0
		市町村	0	2	2	2	100%
	民間建築物	0	6	6	6	100%	
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、 下宿、事務所、工場等	1	16	17	17	100%	
	公共建築物	県	1	6	7	7	100%
		市町村	0	5	5	5	100%
	民間建築物	0	5	5	5	100%	
計		13	39	52	52	100%	
	公共建築物	県	6	8	14	14	100%
		市町村	3	11	14	14	100%
	民間建築物	4	20	24	24	100%	

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

※ 特定建築物等について

本計画において、法第14条で規定している用途及び規模に該当する建築物を「特定建築物等」（次ページの表）とし、同法で規定している「特定既存耐震不適格建築物」と区分している。

- ・法第14条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物等」という。）
- ・法第14条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物等」という。）
- ・法第14条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定既存耐震不適格建築物等」という。）

耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、令和7年度までに少なくとも95%にすることを目標としています。また、県においても「耐震改修促進計画」において90%にすることを目標としています。

本町では、国の基本方針及び、県の「耐震改修促進計画」を受けるとともに、現状の耐震化率と、これまでの進捗状況を考慮し、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を70%とします。(表1-10)

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)	昭和55年 以前の 住宅 ②			昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 令和2年度末 推計値 ⑦ (⑥/①)	耐震化率 令和7年度末 推計値 ⑧ (⑥/①)
	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④					
令和2年度	8,872	6,041	678	5,146	2,831	3,726	42.0%
令和7年度	8,820	5,540	2,895	2,645	3,280	6,175	70.0%

4 町有建築物の耐震化の現状

町有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

(1) 町有建築物の耐震化の現状

現在、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は14棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは3棟になります。この3棟のうち、耐震性を有するものは3棟になります。これに、昭和56年以降に建築された11棟を加えた14棟が耐震性能を有しており、現状ですでに耐震化率は100.0%となっております。(表1-13)

表1-13 町有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状

(単位：棟)

区分	昭和55年 以前の 建築物		昭和56年 以降の 建築物	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)
	②					
	有	無				
災害時の拠点となる建築物	3	3	0	4	7	100%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	2	2	100%
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	5	5	100%
うち町営(町有)住宅	0	0	0	5	5	100%
計	3	3	0	11	14	100%

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と町は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、建築関係団体と、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定既存耐震不適合建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

(2) 建築関係団体の役割

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する町民に対して、相談等に応じることとします。

(3) 身延町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

※詳細は住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる。

2 耐震化の促進を図るための支援策

町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、町が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

町としては、引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

① 木造個人住宅居住安心支援事業

区分	耐震診断	耐震改修等		耐震シェルター
		設計+耐震改修	設計+建替え	
対象建築物	昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅			
補助内容	町が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費に助成	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事に係る経費に助成	建替え工事に関する設計及び建替え工事に係る経費に助成	耐震シェルターを設置する工事に係る経費に助成
補助限度額	45,840 円	100 万円		24 万円
事業期間	令和 5 年度まで			

※社会経済情勢の変化によって、内容が変更される場合があります。

(2) 建築物に関する支援策

特定既存耐震不適格建築物のうち、法附則第 3 条で規定する要緊急安全確認大規模建築物及び法第 7 条で規定する要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）について、町は県と連携して耐震化への支援を実施していきます。

① 災害時避難路通行確保対策事業

区分	耐震設計	耐震改修
対象建築物	要安全確認計画記載建築物（法第 7 条）	
補助内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震設計の経費の一部を助成	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修の経費の一部を助成
事業期間	令和 4 年度まで	

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築指導課及び各建設事務所)並びに(一社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

全国各地で発生している地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、本町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう情報提供しており、今後も引き続き、適切に情報提供します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、特に重要路線^{※1}、避難路等^{※2}に面したブロック塀等について、国が定める自主点検の実施を指導し、注意喚起をお願いするとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の補助金交付制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き情報提供します。

※1 重要路線とは、以下のものを指します。

- ・身延町地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路から指定避難所までに至る道路で本町が指定したもの

※2 避難路等とは、以下のものを指します。

- ・学校安全計画に基づく通学路
- ・住宅、事務所等から避難所・避難地へ至る経路であって、次の各号それぞれに該当するもの
 - 一 道路法の道路で幅員1.8 m以上あるもの
 - 二 避難所や避難地等まで、合理的（最短）に至ることができるもの
 - 三 複数の世帯（住民）が利用するもの

ブロック塀等安全確保対策支援事業

区 分	耐震改修等（除却、改修、建替え）
補助内容	ブロック塀の除却又は耐震改修工事等について、経費の一部を補助
対象構造物	重要路線及び避難路等に面した倒壊の危険性のあるブロック塀等
事業主体	ブロック塀等所有者
補助限度額	重要路線：30万円 避難路等：20万円
事業期間	令和5年度まで

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

（2）地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 耐震改修促進法第14条第3号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「身延町地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難路が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第14条第3号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。（表1-15）

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

- ・山梨県地域防災計画に定められた第一次、第二次緊急輸送道路

表1-15 緊急輸送道路一覧

第一次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間	延長(km)
一般国道（指定区間）	国道52号	西嶋トンネル～横根中（南部町境）	25.1

第二次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間	延長(km)
一般国道（指定外）	国道300号	中ノ倉（富士河口湖町境）～ 下山（国道52号交差点）	26.9
主要地方道	市川三郷身延線	古関（国道300号交差点）～ 梅平（国道52号分岐）	8.6
	富士川身延線	身延橋～大島（南部町境）	6.7
	南アルプス公園線	下山（国道52号交点）～ 小原島（早川町境）	7.1

① 耐震診断結果の報告期限

令和5年3月31日（消印有効）

② 義務付け対象となる建築物の要件

以下の両方の要件を満たすもの

- 1) 昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物
- 2) ①の道路に対して、「耐震改修促進法施行令第4条第1項」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

本町では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、本町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を町民に紹介します。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本町では各自治会と連携して地域ぐるみで意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 県、市町村、建築関係団体による連携

県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、県、市町村、建築関係団体で構成する「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議[※]」を設立し、連携してこれに取り組み、もって県民の生命と財産を守り災害に強いまちづくりに資するために、「耐震対策に関する普及、啓発活動」、「耐震診断、耐震改修の促進」、「耐震に関する研修会、講習会等の開催」などの目的達成に必要な事項を実施しています。

※「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」

(一社) 山梨県建築士会 (一社) 山梨県建築士事務所協会

(一社) 山梨県建築設計協会 (一社) 山梨県建設業協会

山梨県建設組合連合会 (一社) 山梨県木造住宅協会

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

6 税制の周知・普及

国においては、耐震改修促進税制が創設され所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。

その概要は、次のとおりです。(表3-1)

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表 3 - 1 税制の概要

項目	内 容															
所得税	個人が、平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に自己の居住に用いる家屋（旧耐震基準である昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された住宅）の耐震改修工事を行った場合、工事完了年に応じて、それぞれ次に掲げる金額の 10% を所得税額から控除することができます。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 539 809 577">工事完了年</th> <th data-bbox="817 539 1074 618">住宅耐震改修に係る耐震工事限度額</th> <th data-bbox="1074 539 1206 618">控除率</th> <th data-bbox="1206 539 1377 618">控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 618 817 741">平成 18 年 1 月 1 日 ～ 平成 20 年 12 月 31 日</td> <td data-bbox="817 618 1074 864" rowspan="2">200 万円</td> <td data-bbox="1074 618 1206 947" rowspan="3">10%</td> <td data-bbox="1206 618 1377 864" rowspan="2">20 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 741 817 864">平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 864 817 947">平成 26 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 12 月 31 日</td> <td data-bbox="817 864 1074 947">250 万円 ※1</td> <td data-bbox="1206 864 1377 947">25 万円 ※1</td> </tr> </tbody> </table>	工事完了年	住宅耐震改修に係る耐震工事限度額	控除率	控除限度額	平成 18 年 1 月 1 日 ～ 平成 20 年 12 月 31 日	200 万円	10%	20 万円	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 12 月 31 日	250 万円 ※1	25 万円 ※1	住宅耐震改修に係る耐震工事限度額	控除率	控除限度額
	工事完了年	住宅耐震改修に係る耐震工事限度額	控除率	控除限度額												
	平成 18 年 1 月 1 日 ～ 平成 20 年 12 月 31 日	200 万円	10%	20 万円												
	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日															
平成 26 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 12 月 31 日	250 万円 ※1	25 万円 ※1														
平成 18 年 1 月 1 日 ～ 平成 20 年 12 月 31 日	200 万円	10%	20 万円													
平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日																
平成 26 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 12 月 31 日	250 万円 ※1		25 万円 ※1													
（※1 耐震改修工事費限度額：工事に課税される消費税率が新税率（8%又は10%）の場合に限り、250万円。ただし、消費税の経過措置により旧消費税率（5%）が適用される場合は、平成 26 年 4 月以降の入居であっても、200万円。）																
固定資産税	旧耐震基準である昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る、翌年度固定資産税額（120 m ² 相当分まで）以下のとおり減額されます。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 1211 914 1249">工事完了年</th> <th data-bbox="922 1211 1147 1335">特例期間</th> <th data-bbox="1147 1211 1358 1335">減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 1249 914 1335">平成 25 年 1 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日</td> <td data-bbox="922 1249 1147 1335">1 年間（年度） ※1</td> <td data-bbox="1147 1249 1358 1335">1/2 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	工事完了年	特例期間	減額割合	平成 25 年 1 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日	1 年間（年度） ※1	1/2 ※2	特例期間	減額割合							
	工事完了年	特例期間	減額割合													
平成 25 年 1 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日	1 年間（年度） ※1	1/2 ※2														
※1 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅（通行障害既存耐震不適格建築物）の耐震改修は 2 年間にわたり 1/2 に減額 ※2 耐震改修により認定長期優良住宅に該当することになった場合は、翌年度 2/3、翌々年度 1/2 が減額される。																

※ この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

第 4 章 耐震改修を促進するための指導や命令等

1 耐震改修促進法による指導等の実施

町は県と連携し、耐震診断及び耐震改修を的確に実施することが必要と認めら

れる建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示、公表等を実施できるよう協力します。

第5章 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

1 町内での耐震化促進体制の整備

町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。